

国家戦略特区ワーキンググループ有識者等からの「集中ヒアリング」 (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 7 月 5 日 (金) 18:00~18:50
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<有識者>

- 跡田 直澄 嘉悦大学ビジネス創造学部学部長

<事務局>

- 加藤 利男 内閣官房地域活性化統合事務局長
富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局事務局長代理
藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局参事官
宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 有識者等からの「集中ヒアリング」
- 3 閉会

○藤原参事官 嘉悦大学ビジネス創造学部学部長でいらっしゃる跡田先生からお話を伺いたい。

本ヒアリングは、全体として50分間とし、最初30分くらいを目途にお話をいただき、その後、質疑応答と意見交換を行う。

資料と議事は原則公開とさせていただきます。

○八田座長 これまでの構造改革特区、総合特区が自治体及び事業者の手挙げ方式で提案があり、選定されているのに対して、今回の国家戦略特区は、国が主導してプロジェクト、規制改革事項などを地域と一緒に実現していくような運びとなっている。そのためのプロジェクトや規制改革事項のアイデアをまずは有識者の方々から伺うのが今回の趣旨である。

そこでは、規制改革だけではなくて税のことも含まれているので、跡田先生にそこら辺のことを御提案をお願いしたい。

○跡田氏 今、八田座長からお話があった構造改革特区や何かを最初作る頃に、ちょろっと話の端っこにはいたような気がするが、これまでの失敗、失敗というのは、やる段階では成功したのだが、その後、失敗するというのを避けるために、今度は国のほうから指定してやっていくという国家戦略特区というのは、非常に面白いアイデアだと思う。是非押し進めていただきたい。

そういう中で、税制の問題をお話するわけだけれども、税制というのは、国の形を形作るものというので、あまり特別の地域だけどうのこうのというのは、古いタイプの税制の議論の中ではあまり認められないようなところがある。今回の場合には、ある特定のところで経済を活性化させる起爆剤をそこで作り出そうという発想があるわけだから、一度全国でやるものとは違うような税制を考えてみようということで、今日お話をさせていただく。

目的として何が必要かという点では、まず、特区に企業が来てもらわなければいけない。既存の企業が利益を上げるような形にしていくことも必要だろうけれども、まず、何よりも成長していくためには、外から資金が特区に入ってくる必要があるということで、特区への投資を促進する効果を持った税制を考えるべきだろう。そのときに、国内企業が投資をする。その特区に投資をするということと、もう一つ、海外から企業に来てもらうということと、この2種類を満たすような投資促進税制を考える必要があるのではないか。これが一つ。

それから、社会主義圏とか開発途上の国や何かでよく行われるのは、一旦は来るのだけれども、逃げ足が早い。税制の優遇が終わったらさようならと言って、帰って行ってしまおう、逃げて行ってしまおうというキャピタルフライを止める。そういう意味での「継続的な創業」という古い言葉を使ったが、逃げない、キャピタルフライを止められるようなもの、そして、さらには、再投資を促進する。ブロックして出させないというかつて中国がやっていたようなやり方もあるけれども、この国でそれはできないと思うので、インセンティブを与えて再投資をさせるような税制を考えていったらどうかというのが、大きく二つ今日お話ししたい点の投資促進税制である。

もう一つは、研究開発をこの特区で進める必要があるのではないかとということで、まず、研究者を集める必要があるということと、先端研究をどんどん進めていくことを可能にするような税制だ。研究者を集めるほうは法人税制ではなく所得税制のほうになるが、一応今日のお話の中で法人課税を中心にとっているが、所得税制のほうも少し想定している。先端研究の推進のための税制という中でも、若干所得税制が絡んでくる。法人課税を中心にしながらか、そういう目的を持った法人課税の改革ないしは新たな手法を少しお話させていただきたい。

まずは、投資促進で、国内企業が特区に出てきてもらうというためには何をしたらいいかという点では、既に日本には全国レベルで投資税額控除制度というものがある。これは比較的緩く広くやる場合もあるけれども、現在残っているのは、どちらかと言うと、中小

企業の投資税額控除制度が残っている程度で、段々縮小されていっている。そのため、全国レベルでももう一度、投資税額控除制度をできるだけ広い投資対象に対して認めていくというのも一つ必要だ。

ただ、それに対して、特区に特に投資を促進させるという意味では、この投資税額控除制度の税率、今は大体10%でやるわけだけれども、それを20%ぐらいの割増しが効く、「特区への投資額の2割ぐらいを税額控除しますよ」というぐらいの優遇措置をする。これで特区と普通の全国レベルとの違いを作り出したらいいいのではないか。

タックスクレジットと言われる制度の短期的な効果というのは、日本でもデータを取れば実証されており、海外でも同じような形で短期的な効果はある。大体1回やって、これはやめないといけない。長くて3年ぐらいでやめるということをぶちあげて、20%出すという形にすれば、効果がより出てくるところである。

もう一つ、投資税額控除制度と同じように特別償却制度というものがある。これは初年度に50%まで落とせるというような制度だけれども、これはどちらか大きいほうが選択できるというふうにする形で、2倍への割増し、別にこれは2倍にこだわらなくても3倍でもいいが、あまり巨大だと財源の問題が生じてくるので、基本的にこのぐらいの形のもの最低限必要ではないか。

まずは、投資促進がこの形の制度であり、そして、継続創業とか追加投資だ。国内企業でも空洞化が進んでいるため、もし、特区に出ているとしても、優遇がなくなってくるならば、すぐ海外に逃げるというところが出てくると考えているので、そういう際には、まずは法人税率、普通の法人所得に対する税率を海外と同レベルまで落としておくことで、ここでは競争相手としてはアジアを考えたらいい。先進国というレベルで考えてもいいけれども、アメリカという国ではまだあまり今のところ下げてきていない。アメリカ以外は下げているので、少しそういう面を考えることも必要だが、とりあえずはアジアという点では、今、多分最低はシンガポールの18%ぐらいまで行っている。中国は20%ぐらいにすると言われているので、その辺で闘っていく限りはシンガポールか、ないしは一気に15%ぐらいのことを考えてもいいけれども、すぐにぼんと行くのも難しい。

今、法定上の税率は25%で、震災特例で30%になっているから、まず、震災特例を早くやめるということであり、その後20%に下げ、15%ぐらいまでのアジア最低レベルまで落としていくことを考えたらどうか。大体3年ぐらいのオーダーで下げていくという形になり、震災特例についてはできるだけ早くやめる。消費税を引き上げることが前提だけれども、法人税制のほうはできるだけ早く本則に戻し、その後、20%、15%ぐらいまで持っていくという計画を今回出したらどうか。これは全国レベルの話である。

それに対して、特区に対しての特例措置としては、基本的には特区での法人所得、特区での事業により生ずる法人所得の部分に関しては、基本的に税率ゼロで計算をする。ここでは、益金不算入という形で資料を作成した。ただし、儲かった金を全部免除するというわけではなく、国内企業でもあるから、その資金をちゃんと一回域内に投資すること

を担保させる形で、益金不算入にした代わりに投資資金として積み立てるというふうにさせて、5年以内にその資金でもう一回何らかの投資をする。5年というのが短いかもしれないけれども、特区であるからできるだけ最先端のものをやっていくという点では、5年ぐらいのサイクルを考えてもいいと思うので、5年以内に新たな投資に使う資金として積み立てているならば、益金不算入にする。もし、それを取り崩して赤字の補填をしたいなんていう場合には、取り崩した時点で益金算入して法人税をかけるという厳しさも備えながら、優遇するというのが必要な考え方ではないか。

これによる財源はどれぐらい必要なのかという点では、創業して5年以内に利益が出てくる企業というのはあまりない。そのため、基本的には制度として作っても、適用されるというのはよほど早く利益が上がってくるような企業になるため、ほとんどの場合には、これは制度としてやっても実際の適用はなくて済むかもしれない。むしろ5年以上たつて利益が出てきたときには、アジア最低レベルでの税率でかかるわけだから、基本的には海外に出る必要性はないということで、通常法人税を払っていただくというようなものである。

これは、なかなか本来はもっと全国レベルで早くやってほしいところなのだけれども、現在、償却資産というものは帳簿上はゼロに償却できるわけだが、固定資産税というのはかつての5%だけ残存価格を残すという制度にのっかって固定資産税がかかっている。とても不思議な税制なのだけれども、これは地方税なものだから、地方の財源確保という意味で未だに残っている。だから、せめて特区では、償却資産に対する固定資産税というものを免除してほしい。これは地方自治体が特別にやればできることなのだけれども、一応国の号令でやってもいいのではないかと考えて挙げている。

4番目は、外国企業に対しての投資促進についてである。これは一応内外同じ制度ということで、2割の割増という投資税額控除の割増制度というのは、法律上は作ったほうがいいと思うが、この割増制度による投資税額控除というのは、出資した本体の企業の法人税を下げるだけで、海外に本社がある場合には、この控除制度というのはほとんど何もないので、制度として国内の企業と同じように作ったとしても、これがメリットになって出てくるという企業はないと思う。ただ、特別償却は現在ある制度は使えるので、それで十分に外国企業のほうは使ってもらいたい。

そのため、本当に促進するための税制というのは2ポツ目のほうで、海外企業に対しては完全に資本コスト引下げになるような法人税率をゼロにする。ここは特区で生み出される分の法人所得は5年間非課税という形でいいのではないか。これは国内企業では投資資金の積立てに使わないとダメと言うわけだけれども、もし、これを海外の企業にやったら、何だ儲かっても持ち出させてくれないのかということで、逆に投資インセンティブを削いでしまうので、海外企業に対しては完全な5年間非課税という形で特区では対応したほうがいいのではないかと書いておいた。ここは内外で扱いが違うではないかというところだけれども、国内企業に対しては国内にとどまれという意味で投資資金の積立金

に回すぐらいならば、益金不算入にしてあげるというのと少し違いがある。それが外国企業特区の投資促進だ。

追加投資の促進、継続創業という点では、結局5年間は法人税はかからないということだから、6年目以降に関してどうするかという点では国内企業で全国レベルでやるのと同じで、アジア地域の最低レベルの法人税率を用意しておけば大丈夫である。そのため、先ほど申し上げたような15%まで下げるというのは、今から制度を作ったら6年後ぐらいに最低税率を準備しておけば十分に合うということで、先ほど時間をおいてやっていったらいいと申し上げたのは、そういう理由からである。当然償却資産に対する固定資産税は国内企業と一緒に、免除をするという形でやったらいい。ただ、この償却資産については、今、3番と5番同じに入っているが、特区内だけというのではなくて、本当は全国レベルでやったほうが良い制度だけれども、これまで何回か出ていると思うが、おそらく影響が結構大きい。5%がずっと残っているため、実際には使い物にならなくなった機械の5%の価値がずっと累積されて残っているため、支払う固定資産税の額が古い歴史のある企業だと膨大な金額になる。その辺で財源として期待されているものだから、全国レベルでできないということで、特区でどうだろうか。

6番と7番は研究開発促進という点についてである。6番目は、人材を呼び込むという点で、海外の研究者を優遇してあげてほしいということで、明治時代的なお話かもしれないけれども、基本的には優遇すべき人材をどこかで認定する必要があるだろう。それから、そういう人たちの来日コストとか定着のコスト、住んでいくためのコストというものを所得税の実額控除制度でいいのではないかと思うのだけれども、そういう中に入れていったらどうか。実額控除制度というのは、御存じの方多いと思うが、実際に日本人が今、使おうと思ってもほとんど使えない制度だ。おそらく使える方というのは学者で言うと、よっぽどよく勉強される方、医学書並みの1冊数万円するような本を100冊以上買うような方でないとダメだろうと思う。あとは、アナウンサーの方だろうか。衣服で相当かかる。自費でやればかかるというような人は使えるかもしれないけれども、実際には適用が非常に少ない。しかし、こういうところで実額制度をきちんと認めるという形にすれば、所得税の優遇ができるのではないか。認定制度的には、雇ってきた企業が申請をして、それを認定委員会的なものを作ってやって、自治体の長に推薦したらいいのではないか。それによって、この人は優遇すべき人だということにして、税制の実額控除制度が認められる。渡航費もあるけれども、むしろ住居、教育といった面での優遇的なものを全部費用として認める。住居だったら家賃もそうだけれども、住宅を購入してくれたらば購入分についても考慮する。さらに、海外からこちらに来ているわけだから、本国での住居費といったものも面倒を見てあげないとこちらに来られないというようなものだ。できるだけ家族で来ていただきたいので、教育費も認める。衣食のほうは最低限自分たちで払っていただくとしても、住のところ、教育的なところはこういうコストで認めてあげたらどうか。かつて医師に認めていたように、5,000万円まで経費で認めるというようなやり方もあると思うけ

れども、さすがに今の時代だとそういう大雑把な制度を作ると批判が出ると思うので、実額である程度の金額まで認める。1,000万円ぐらいまで認めてもいいのではないかと。

このような形で、要するに給料も高く払うわけだけれども、定住に対してのサービスをしてあげる。他の特区構想で色々医療とか教育の特区でインターナショナルスクールや何かをつくるという話があったので、その上にさらに、実際に来ていただくときのこういう優遇措置を税制でも準備をしたらどうかということで、これを挙げた。

最後、7番目のところでは、特区での先端研究を促進するというので、これはどこかの自治体が要望に入っていたと思うけれども、特区で先端的な研究をしてもらうときに、寄附金を少し優遇してはどうかという話があったが、これはそれほど簡単には行かない可能性がある。というのは、営利法人が作った研究所で株式会社立であるとすると、そこに寄附をするというのはどうも優遇措置が難しい。そのため、何らかの形で非営組織、NPOなり何なりを1個作って、そこへの寄附というものを税額控除制度で認めるというような形のことを考えてはどうか。これは個人の所得税であれば、税額控除制度という形で、認定NPO的な形にすぐに認めて、そこへの寄附を税額控除制度で適用するというようなことを考えている。

ただし、その研究費として寄附されたものが別のことに利用されたり、ないしはせっかく出てきた研究成果がどこか他へ持っていかれるということは、この税額控除制度に適用する価値がなくなるので、特区内の企業に優先的に譲渡するというような権利を保障させる形で税額控除制度を適用できるようにするという、少し留保条件はあったほうがいい。

それから、従来からある試験研究費の税額控除制度も10%を認めているとか、今まで追加分だったのが根っこから認めるという形に今、両方併用しているけれども、どちらの制度にしても、要するに控除率を通常の2倍ぐらい、先ほどの投資税額控除と同じような形で試験研究費に対する税額控除制度も2倍に増やす。特区での試験研究費に限ってだが、そのぐらいのことはやってもいいのではないかと。

最後、研究開発促進で、営利法人が自分の企業の中で研究開発をするということも、上の二つのシステムを使えばできるわけだけれども、そういう形ではなくて、外に出して研究開発をするという、シリコンバレータイプのベンチャーを研究開発ベンチャーというか、そういうものを少しこういう特区で作れるようにしてみようかということで、ベンチャーキャピタルを用意する。そのための税制として、個人向けのベンチャー税制というのは、日本はかなり制度的には出来上がっている。使われているかどうかという点では微妙なのだけれども、それに対して、もう一つコーポレートベンチャリングというか、コーポレート向けのベンチャー税制というものも新たに作ってはどうか。多くの国で、というかイギリスとかアメリカでやっているわけだけれども、実を言うと、あまり向こうではコーポレートベンチャー税制というのは利用されなかったという実態はある。ただ、これは逆に、日本はどちらかと言うと、企業社会だから、個人のこういうベンチャーよりも、企業のベンチャー投資というほうが出てくる可能性があり、特にここでは企業が自分の研究開

発部門だけを独立させた会社を特区内に設けることを考えているため、そのための出資金をベンチャーキャピタルに出すという点で少し優遇することもいいのではないか。結局直接出すか間接的に出すかの問題だけれども、そういうときの出資金に対して税額控除対象として投資税額控除と同じような扱いをしてみたらどうかということだ。これは出すお金に対して税額控除制度を使う。それから、ベンチャー税制だから当然うまく行ったらキャピタルゲインが出てくるため、それも優遇する。ただし、これも儲かったからすぐ株を売ってしまうというのではダメだということで、半分は持っていないといけないとか、5年間は保有していないといけないとか、そういう条件は当然付けるべきだと思っているけれども、ある程度の優遇税制というものはあってもいい。これは個人であれば所得税制であり、法人であれば一応キャピタルゲインだけれども、法人所得税のほうに関わってくる。ただ、このときに、法人のほうの所得、益金に参入するしないの問題が若干残る。できれば、ここは益金に参入しない形で独立して優遇するというものがあるのもいいのではないか。当然損失が出た場合には、通算可能なような形にするということで考えていけばいいのではないかと考えている。

非常にシンプルに、投資の促進と研究開発投資の促進という設備の投資と研究開発投資、この二つを進めていくような形で特区内の法人課税を総合的に新たに作る部分と、見直していく、そんなようなものと考えていただいたらいいのではないか。ただ、最初にも申し上げたけれども、できれば全国レベルで全てやっていただくのがいいのではないかと考えている。

それから、理論的にここで資本コストの引下げにつながるというような言葉を使っているが、議論として本当に資本コストが下がるのかというのは、色んな議論がある。野口先生は資本コストの引下げにはつながらないということをおっしゃっている。野口先生が議論されているモデルの中に元々法人税が入っていないような気がするので、法人税を入れた形で議論すれば、投資に影響は出てくると思う。ただ、実証研究や何かをしたとしても、本当に因果関係で税率を下げたことが投資増加につながるのか、海外からの資本が入ってくるとかいう、そこまでの本当にロバストな結果を持った実証研究というのはないと言ってもいいかもしれない。特に日本においては過去に法人税率を下げたことも少なく、海外からの投資というものがもともとあまりない国なので、これから始めなければいけないという点でも、本当に効果があるのかという点での実の数字を出せと言われると、結構難しいかもしれない。

ただ、先進国は別にすると、開発途上の国でこれまでやってきた歴史を見るならば、それなりの効果はあるというのは出ている。そのため、日本でやって絶対大丈夫なのかというのは、あちらのほうの税制に細かい役所だと、非常に懐疑的だというようなことは出てくるかもしれない。ただ、今、日本で1回やってみる価値はあるのではないか。コストはそんなにかからない。法人税自体、税率自体はこれから下げていくわけだから、その中でどこまで下げるかの一つの議論としては、このような特区を使ったものと、全国レベルで

少し下げるとということ等を併せて考えていけばいいのではないかと考えている。

最後1点は、地方自治体は法人税が下がるわけだから、当然事業税、法人住民税は連動して下がっていくことは、税率を触らなくても住民税は法人税額にかけているから、納めた法人税額が下がれば、住民税も下がる。事業税は課税ベースを一緒にしているため、当然下がる。それ以上に優遇するかどうかというのは地方自治体が自分で決めればいい。多分特区を作ろうというぐらいだから、自分たちの事業税とか住民税に関しても優遇することとは考えていらっしゃるだろうと思うが、これを今回の特区のお話の中でそこまで入れるかどうかというのは、私はあえて入れなくても、益金不算入だと言ってしまえば、法人税は払わなくなるし、非課税だと言ってしまえば、地方も結局は事業税も住民税もゼロになるから、あえて言わなくてもいいのではないかとということで、今日はその部分は触れていない。だが、ちょっとその問題は残る。特に大阪というのは、あれだけの地域でありながら交付税をもらっているのです。もしも法人税が減税され、事業税とか住民税が下がると、交付税が増えるというファクターがある。こういうものはとても総務省的だが、自分たちでそういうことをやったのだから、交付税の算定の中にはその部分はいれないというぐらいの逆の意味の厳しさは、少しはあってもいいのではないかとということ地方自治体向けには申し上げて私のプレゼンとする。

○原委員 一つは、特区での法人所得の益金参入のところで、当初5年間は大体利益が出ないので、実際には適用されないということだったが、課税されない期間のほうを延ばすということはある得ないのか。

○跡田氏 あり得る。だいぶ前に調べたところでは、7年間ぐらい出ないというのが一般的らしい。そのため、7年とするのも一つの手かもしれない。ただ、いいところは初年度から出てしまうらしい。だから、やはり制度としては、最初から使えるというものは置いておいたほうがいいと思うが、期間は少し最近の日本の実態に合わせて延長も可能だと考えている。

○原委員 先生が5年間適用とおっしゃられたのは、どういう根拠なのか。

○跡田氏 新たな投資をするというときに、1回投資をして、それで次の技術、新たな技術で生産をするというときの更新的なものとして、最先端なものを考えると、おそらく3年ぐらいで新たなリニューアル投資をせざるを得なくなると思う。だから、それを考えると、5年で十分ではないか。古い技術であれば、もう少し長く10年ぐらいずっと同じ機械で行くのもかもしれないけれども、この特区で招いて優遇して何かやってもらうというのは本当に最先端なものなので、回転率が早いのではないかと。それで5年ぐらいということ数字として入れてみた。

○原委員 追加投資がなされた場合には、それに伴う所得というのは、またそこから5年間だろうか。

○跡田氏 そうなるだろう。

○原委員 分かった。

それから、制度設計上の可能性としてだけでも、5年間はかからない。その先は、例えば先ほど7年間とおっしゃったが、その先何年間か引下げとか半額とか、そういうものもあり得るのか。

○跡田氏 もちろんあり得る。急激に突然20%かけると言うと、また嫌がるだろうけれども、このときに15%まで下げておけば、海外との比較で逃げていくという選択はあまりないと思う。韓国、中国を見るならば、もう人件費が非常に安いからと言って、逃げていくという時代でもなくなってきた。しばらくはベトナムがあるかもしれないが、やはり微妙なこういう法人税率の問題での選択や何かが始まってくるのではないかと思う。

あとは、金融課税に関してどうするかというのはあるのだけれども、特区で金融課税を触っても、どこにお金が流れていくか分からないので、これは全国レベルで議論せざるを得ないと思っている。

○原委員 もう一つだけ質問で、2ページ目の6のところの実額控除について、これは現行の制度が特定の費目に限って実額控除が認められていて、その費目を拡大するという理解でよろしいか。

○跡田氏 そのとおりだ。

○原委員 これは例えば、個人事業主であれば、そういう費目は特に制約がないわけなので、そういうより一般的に実額控除を認めることもあり得るのではないのかなと思うのだが、これは他の国での制度というのは大体このようなものなのか。どうなっていると考えるとよろしいか。

○跡田氏 他国というのが、私がちゃんと調べたのはアメリカの制度で、アメリカの場合には、八田先生はよく御存じだと思うのだけれども、全部実額である。ただし、全部実額でも認めてくれるのだが、日本でいうところの概算控除のようなアイテムイズ控除というもので、項目ごとに一定金額まで控除できるというのがあるので、概算で簡単にやるか、こういう実額でやるかというのが選択できるというのは日本と同じなのだけれども、ただ、アメリカの場合には、実額のほうがきちんと領収書をそろえてやれば、範囲は基本的には決まっていない。

そのため、その点では、ここで新たに日本に来て、住宅を買って、セツルメントコストをかけて、さらに、子どもの教育費も本国にいればそんなにかからないのに、日本のインターナショナルスクールに行くと年間100万ぐらい取られるというのであれば、そういうものを認めてあげないと、せっかく日本に来て、例えば3,000万円ぐらいの給料で引っこ抜いてきましたと言っても、経費でぼこぼこかかってしまったらメリットがないということになるから、そういう点を認めるために、特別枠を設けてもいいのではないかというのが、この実額控除の考え方である。

○原委員 アメリカの人がやってくる時に考えれば、コストの費目が制限されていること自体おかしいではないか。本来だったら、何でも入れていいと考えられても構わない。

○跡田氏 そのとおりだ。給与取得控除というのは確かに大きい。日本人的に考えれば、

通常のコスト、サラリーマンのコストから比べれば大きい金額を認めているのだけれども、それ以上にかかる人たちが領収書を全部集めてもなかなか認められないというのがあるから、そういうものがきちんと認められるようにしてあげるといふぐらいは配慮してほしい。

そのため、もし、国税が面倒くさいというのであれば、先に地方税でこちらを認めて、地方税で課税ベースを確定して、それを国税に送るといふシステムに特区の人たちだけに変えるという制度もあり得る。我々、申告は国税にしなくても地方自治体にしてもいい。市民税の申告書を書いて、それを国税に送ってもらう手もある。誰も、ほとんどの方はやっていないと思うが。

○八田座長 外国人に対しては所得税を優遇する必要がある。しかし、少なくとも10年ぐらい前では、日本では外国人で日本に派遣されている人は、教育費はみんな会社が持っていたが、それに対して、日本の所得税は課税されていなかった。それから、当時でも大体アメリカンスクールは150万円かかった。100万円なんてものではない。今は200万円ぐらいかかるといふ。だから、膨大な額だ。これはみんな会社が持ってくれていた。住宅も外人用のマンションは桁違いに高いのだけれども、これは結局会社が持ってくれるから、高くてもやってくれるといふので家賃が上がってしまう。

となると、こういう項目を実額控除をしてもあまり効かないかもしれない。

それから、アメリカ人もおそらく日本の壮大な給与所得控除を得ているのだと思う。そうすると、給与所得控除を捨ててこちらを取っても、大したことがないような気がする。そういうことがあるから、どうもこの御提案を一番生かすには、特区では外国から来た人に対しては、あの膨大な給与所得控除にさらに上乘せして、外国人給与所得控除といふような概算控除を乗せるといふことをすべきかもしれない。一般的には、誰が高度人材なのか判定が難しいと思うが、「投資をちゃんとしている会社に勤めている修士以上取得者」といった基準にする手もある。

それから、先ほどの法人税について言われたのは、そのとおりだと思ふ。要するに5年後、恩典がなくなったときにちゃんと外国と勝負ができるように全国レベルになっていなければ話にならないといふことだ。その財源をどこから持ってくるかといふことがハードルだ。私はそのことが克服されたら、御提案のものでばっちりだと思ふ。言い換えると、法人減税を特区でちゃんと効かせるためには、全国的背景がうまくないといけない。おっしゃるとおりだと思ふ。

それから、償却の終わったものについても固定資産税をかけているといふのは、稼働しているものについてなのか。稼働していないものについてなのか。稼働していないものなのであれば、さっさと除却してしまえばいいのか。

○跡田氏 今、会計基準としてはゼロまで償却できる。帳簿上はない。ところが、地方税の固定資産税を計算するときだけ、かつての5%の残存価格を残した形で算定させて、それで納税させる。

○八田座長 除却して、その固定資産を地上から消してしまえばいいのか。

○跡田氏 除却という制度が基本的でない。そのため、1回据えたものは必ず5%の残存価値を残すというのが、これまでの固定資産税の算定根拠になる固定資産価値だった。そのため、1回投資したものに対しては常に5%が残って、そこに固定資産税1.4%をかける。

○八田座長 物理的に存在せず、そこで誰も働いていなくても取られてしまう。

○跡田氏 物理的に除却をしてあれば非課税、そうでない場合には課税されることがある。

○八田座長 そもそも固定資産税の課税根拠は何なのか。自治体から得ている公共サービスへの代価なのだろうか。

○跡田氏 本来はそうだ。というか、償却資産に固定資産税をかけている国というのは、先進国の中では日本だけである。

○八田座長 でも、人が働いていれば、働いている人が課税の道路も使うし水道のサービスも得るから、それなりの自治体のサービスを受けているというのは根拠になるかもしれない。受けている利便の近似として、残存資産の額を見る。けれども、除却されて誰も働いていないものに課税するというのでは、最初から根拠がないだろう。

そうすると、それは課税の根拠から見て特区だけではなくて、本当はどこでもあってはまずいものだろう。

○跡田氏 ところが、地方の税収としてかなり大きい。それでなかなかすんなり通らないようだ。経済産業省がどうお考えになるか。

○八田座長 所得税だと色々特区での例外はあり得ると思うけれども、固定資産税とか法人税となると、全国レベルのものを原則とすべきだろう。

○跡田氏 制度としてはそうだろう。

○八田座長 少し話がそれで申し訳ないが、先ほどのヒアリングであった話で、農業で耕作放棄地に対して自治体が非農地として課税することを認める特区というのが提案された。確かにその耕作放棄地を持っている少数の人にとっては困るかもしれないけれども、自治体全体にとってはそういうものを課税させてもらえるというのはありがたいかもしれない。制度的には、そういうことはやろうと思えば可能なものなのか。

○跡田氏 全く問題なく制度的にはできると思う。

○八田座長 今、しかし、耕作放棄地は税法上、農地と見なさないと決めることは、自治体の権限ではできないだろう。

○跡田氏 基本的には都道府県で、その指定は変えられると思う。

○八田座長 そうすると、変えるのに障害があるとしたら、特区で認めてあげればよいということだろう。

○跡田氏 ただ、農地というのは、宅地並み課税をしていないのは、評価を低くしているだけなのだ。固定資産としての評価を通常の10分の1よりも低い50分の1ぐらいの評価をしているのではないかと思う。そのため、その評価が、ある意味では低過ぎるのだ。統計的には昭和35年ぐらいからずっと評価を上げていないに等しい。物価で調整したら下が

っているぐらいだ。そのため、これがかえっておかしいのだろうと思う。だから、農地がたくさんあると、実は固定資産税、自治体の税収は低いのだ。ところが、山林だと税収がある。山林の評価は高い。だから、和歌山県の南のほうは結構固定資産税が入ってくるのだけれども、農地ばかりの奈良県の自治体だと、税収が上がらないので交付税ばかりというようなことが起こっている。本来固定資産税というのは、土地があれば必ず税収が上がってくるはずなのに、農地というものだけを特別な評価をしている。それもしか、昭和35年頃から歪み始めただけなので、それまではきっちり取っていたはずだ。

だから、少し農業を優遇したのか、価格が転嫁できないような例の食管システムがあったので、今は食管システムを基本的には廃止している形なので、固定資産税分を価格に転嫁できれば、いくら固定資産税を上げて農家には不利にはならない。それをちゃんと買い上げるだけの価格が市場で認められればだけれども、基本的にはその程度の上乗せは受け入れられるはずなので、本当は全国で農地を普通の評価で課税すればいいだけのことだと私は思っているが、なぜかこれが議論としてはうまく通らない。すぐに価格が転嫁できないという議論が出てくるので、でも、消費税はちゃんと転嫁できる。その辺が不思議だけれども。

あと、先ほどの所得税のところだが、外国の企業に勤めている人たちが日本に新たに作った会社に来たときには、多分コストを持ってくれると思う。それに対して、日本の企業、日本の研究機関がアメリカから人だけを招いたときには、では、教育費、住居費を全部会社で持つと普通従業員は持っているけれども、果たして持つかと言うと、公立なら持つとか、一定の家賃までなら持つというので、結構日本の企業だと制約を付けて十分なお金を出さない可能性があるのではないかと思う。

○八田座長 アメリカの企業に勤めている人で、日本にいるにもかかわらず、ドルで給料をもらっている人は大丈夫なのか。

○跡田氏 大丈夫だと思う。そういう人たちは、むしろもし、ここでならば給与所得控除の割増しでいいと思うのだけれども、そうではなくて、新たに来る人たちで日本の企業に勤めるような人たちは、若干何らかの優遇措置を。

○八田座長 確かにそれはそのとおりだ。日本の企業で、円でもらっている人はそうだ。

○原委員 いくつか選択制にして、得るものは得られる。

○八田座長 そうだろう。それで、理屈としては、普通の給与所得控除をもらっても、最初のアジャストメントに5年ぐらいはかかるだろうから、特別な概算控除は上げると言ったら、別のものを買うしかない。

非常に有益なことを指摘いただき、ありがとう。